

W-2-4

条件節の脱従属化：順接仮定条件表現形式「ギ」を中心に

有田節子（立命館大学 sarita@fc.ritsumei.ac.jp）

1. はじめに

従属節の脱従属化は、世界の多くの言語に見られ、その談話における機能にもある程度共通性が見られる一方で、それぞれの言語に特徴的な現象もあることが、Evans and Watanabe (2016)などで論じられている。条件節の脱従属化も幅広く観察されているが、日本語には英語の if にあたる条件形式が複数あり、そのすべての形式が等しく脱従属化するわけではない。本発表では、各条件形式が脱従属化した場合に果たす談話機能について考察する。その際、標準語だけでなく、標準語とは全く異なる条件形式を持つ佐賀方言も対象とする。

2 節では、Evans(2007)に基づき脱従属化を定義し、日本語の脱従属化に関する先行研究を概観する。

3 節では標準日本語の条件節について、形式毎の脱従属化の傾向について考察する。4 節では佐賀西部方言の方言条件形式「ギ」の脱従属化の特徴を明らかにし、その要因について考察する。5 節で議論のまとめを行う。

2. 脱従属化

2.1 脱従属化とは

主節が省略される現象は、特に話し言葉で頻繁に見られ、さまざまな種類がある。「脱従属化」と本発表が呼ぶのは、単なる主節の省略現象ではなく、「従属節の形式を取りながら主節の用法として慣習化されていること」(“the conventionalized main clause use of what, on prima facie grounds, appear to be formally subordinate clauses” (Evans 2007: 367)) で、次のような段階を経て脱従属化すると仮定する：

Subordination	Ellipsis	Conventionalized ellipsis	Reanalysis as main clause structure
(1)	(2)	(3)	(4)
Subordinate construction	Ellipsis ⁵ of main clause	Restriction of interpretation of ellipsed material	Conventionalized main ⁶ clause use of formally subordinate clause (Constructionalization)

表1 脱従属化の段階 (Evans 2007:370)

2.2 脱従属化の機能

Evans(2007)では、脱従属化の機能について次のような類型化がなされている：

A. 間接性と対人関係コントロール機能

脱従属化により、(マイルドな) 命令、許可、警告、脅しなどを表す機能がある。不完全な形をとることで、「フェイスを脅かす行為」の力を弱める (Brown & Levinson(1987)) と捉えられている。英語の if を用いた要望の表現を例としてあげる。

(1). If you (dare) touch my car! (Evans 2007:393)

B. モーダルな機能

脱従属化がさまざまな種類 (認識、証拠性、義務、驚きや落胆などの反応) のモーダルな機能を持つ場合がある。英語の to 不定詞が主節位置で驚きを表す機能を果たす例をあげる。

(2). a. To think that she should be so ruthless!

b. To think that I was once a millionaire! (Evans 2007:404)

C. 前提となる内容の表示

これには、(a)否定、(b)焦点構文、(c)談話対比、(d)相互行為において先行する主張に同意する前の条

件、(e)繰り返し、(f)前の話者の主張に対する不同意が挙げられている。ここでは、(f)の例として、スペイン語の条件節(si 節)が直前の発話("what a great jacket!")に対する強い不同意("But it's horrible!")の意味を表している例をあげる。

(3). (Sisters Q and R are looking at clothes in a shop window.)

Q: *Ah, mira qué chaqueta*

ah look.imp what jacket 'Hey, look what a great jacket!'

R: *Si es horrible.* 'But it's horrible!'

if is horrible

(Evans 2007:381)

2.3 日本語における脱従属化

日本語では、Ohori (1995)の"suspended clause"に関する構文文法的観点からの先駆的研究があり、ここでは、節接続形式が suspended clause として現れた場合には従属節の場合とは異なる独自の談話機能があることが指摘され、Fillmore(1988)のいう construction と分析できることが述べられている。同様の考察は条件節を題材にした Fujii (2004)にもある。白川(2009)は「従属節だけで言いたいことを言い終わっている文」を(狭義の)「言いさし文」とし、関係付けられるべき事態が文脈上にあるかどうかで、「関係付け」と「言い尽くし」にわけた上で、言いさし文として頻繁に用いられる接続助詞を取り上げ、その用法上の特徴を詳細に記述している。

3. 標準日本語条件節の脱従属化

3.1 現象

日本語には基本的な条件形式にバ、タラ、ナラ、トの4種類があるとされているが、白川(2009)では、このうち、タラ節、バ節について、「言い尽くし」用法の「願望」と「勧め」があり、願望解釈になるのは聞き手が不在の発話においてで、勧め解釈になるのは、聞き手が存在する発話において、タラ・バ節の主語が聞き手で、かつ、述語が意志的動作を表す場合であるとし、統語的・談話的成立条件を詳しく記述している。Fujii(2004)は、条件文が「義務」の意味を表す現象について、完全な複文構文、主節に特定の評価的表現が現れる構文、そして主節なしに義務の意味が表される構文に分けて考察しているが、これは上述の Evans(2007)の類型に基本的には一致する。

本節では Evans(2007)で提示されている脱従属化の段階別に4形式の現れ方を概観する¹。まず、(2)の段階である先行文脈や場面から復元可能な主節が省略される現象は、4形式のいずれにも見られる。

(4). 帰ってくるとき町内の掲示板の前を通りかかたら。

(5). これでよしと。みんなが編み物できるようにならば。

(6). あ、いや、切符を売っておつりを間違えたりすると。

(7). あー、漫画本一冊くらいなら。

(3)の段階の慣習化された省略には、主節が「どうする」のように相手の意向を聞く表現や、よくないことを予見する表現、相手に申し出る表現などがそれに該当し、4形式のどれもが現れる。

(8). それでも、疑いが晴れなかつたら? (どうする)

(9). 私からよりあんたたちが直接話した方がいいんじゃない。でかけたければ強く催促しないと。(出かけられないわよ)

(10). 無理なことを言うなよ、ワカメ。長く伸ばせるぐらいだつたら。(最初からそうしているよ)

(11). 私でよければ。(手伝いますよ)

(12). あなたのためなら。(どんなことでもしますよ)

¹ テレビアニメ「サザエさん」シーズン2 (2005年から2008年まで放映)で用いられた条件形式の例を対象としている。

ただし、ナラ文の主節の省略が慣習化されていると見做せる例は他の形式に比べて少ないようである。

(4)の段階の主節として再分析され、脱従属化と見做せるものは、先行研究が指摘するように、バ、タラに偏る。

(13). あなたいい加減{起きたら/起きれば}?

(14). みんな、早めにお風呂{入らないと/入らなきゃ}ね。

(15). 私も編み物が{できたら/できれば/できるなら/できたなら}なあ。

相手に行為を促す用法がタラ、バに、義務の用法が否定の「ない」に続くバ、トに、そして願望の用法がタラ、バにある。脱従属化したナラ節も反事実的な願望用法は可能ではあるが (Kato 2013)、タラ、バと比較すると限定されるようである。

3.2 分析と考察

形式により脱従属化の方向に違いがある点については、先行研究では部分的な考察にとどまっている。本発表は、それぞれの条件形式が接続する節の統語的・意味的性質から、形式による分布上の特徴を考察する。特に、ナラと他の3形式の間にある脱従属化における明確な違い、主節として再分析された3つの用法における各条件形式の分布上の特徴に絞って考察する。

A. 行為を促す用法ーナラとバ、タラとの違いー

ナラ節は、時制の対立(タ形(*kai-ta*)と基本形(*kak-u*))を節の内部に含むという点で、バ、タラ、ト節とは区別され、それが既定性(命題の真偽が発話時点で定まっているまたは定まる見込みがある)に対応している。ナラは、条件節命題が既定的である「認識的条件文」に主に分布する。バ、タラは、条件節命題が非既定的である「予測的条件文」に主に分布する。(有田 2007)

(16). a. 隣に泥棒が入ったなら、我が家も気をつかないといけないね。

b. いつか死ぬなら、絵を売ってから。 (認識的条件文)

(17). 明日、台風が{来れば/来たら}、船は出ないだろう。 (予測的条件文)

脱従属化した条件節の「行為を促す用法」は、発話時においてまだ行われていない行為の成立を促すものなので、発話の時点で定まっている又は定まる見込みがあることを表すのに用いられるナラ節が担うことはない。義務についても、発話時においてまだ行われていない行為の義務を表すものなので、ナラ節がそれを表すことはないと考えられる。

B. 願望用法ーバ、タラ、ナラの分布ー

願望は、発話時現在でまだ成立していないことが起こることを願うことなので、非既定的命題を表すバ、タラがその用法を持ち、ナラが持たないことは容易に説明できる。バ、タラは状態述語または動態述語の状態形をとる場合に既定的命題を表すことができ、認識的条件文の一部と反事実的条件文にも現れる。反事実的願望用法は、成立し得ないことが決まっているとみなされることの成立を願うものなので、バ、タラに加えナラが使われる。

C. 義務用法ーバ、トの分布ー

バは前件と後件の必然的関係を表し、トは前件と後件が一体的関係であることを表し、どちらも、総称的条件文に現れる。他の2形式は総称的關係を表さない。総稱的關係にある前件と後件において、前件の否定(「なければ」「ないと」)は日常的推論(誘導推論)により後件の否定に結びつく。後件の否定が望ましくない場合、それを引き起こす前件の否定を回避する必要がある。「P なければ・P ないと」が「P する」義務を表す所以である。Fujii(2004)に「義務」の「構文スキーマ」による分析がある。

4. ギ条件節の脱従属化

4.1 方言の条件節の脱従属化

条件表現については方言特有の形式はあまり多くなく、共通語で類義関係にあるバ、ト、タラ、ナラ

などの形式が固有の地理的領域を持って分布していると言われている（三井 2009）。

バ、タラの使用が認められる熊本市方言の話者に「これも食べたら」のような勧めの言い方をするかどうか調べたところ、「タベタラ。」という回答の他に「タベタラ。」で終わることはできず、「タベタライタイ。」のように、主節を補う必要があるという回答、他に、条件形は使わず、「タベナッセ」のような丁寧な命令形、「タベテミランネ」のような否定形の方を使うという回答が得られた。

(18). a. タベタラ。 b. タベタライタイ。 c. タベナッセ。 d. タベテミランネ。

条件形式トが標準語よりも広く用いられる上天草方言では、この文脈でトが用いられるが、ト節で終わるのではなく、主節が補われる方が自然という回答を得た。

(19). タブットヨカ。

一方、ナラの用法が標準語よりも広く、認識的条件文だけでなく予測的条件文にも用いられる城島方言では、ナラ節が主節位置で、勧め用法を持つことが報告されている。

(20). A「・・・ヨカコツ、イッチョンナカ」（いいことなんてひとつもない）

B「オイシカモンデモタブンナラ？」（美味しいものでも食べれば？）（千代島 2012：53）

標準語を対象とした先行研究では、話し言葉で頻繁にみられるとされたタラ、バ、トの主節位置での勧め用法は、方言では必ずしも容易に観察されるとは限らず、標準語では脱従属化が稀とされるナラが主節位置で勧め用法を持つことが観察される。標準語の分析をそのまま方言に適用することはできない。

本発表では、標準語と条件形式の体系が大幅に異なる方言の一つである佐賀西部方言における条件節の脱従属化の分析を通して、方言における脱従属化研究の課題について議論したい。

4.2 佐賀西部方言の条件形式概観

佐賀県の方言は、肥筑方言に属し、方言区画は佐賀東部方言、佐賀西部方言、唐津方言、田代方言の4つに分けられる。このうち、国立国語研究所(編)『方言文法全国地図』(GAJ)で方言条件形式「ギ」の使用が確認できるのは、佐賀東部方言と佐賀西部方言である。

「ギ」に加え、「ナイ (バ)」という方言固有の別の条件形式が使われ、両形式とも基本形とタ形の対立がある節に後続する。

	基本形とタ形の対立あり	基本形とタ形の対立なし
佐賀西部・東部方言	ギ、ナイ (バ)	
標準語	ナラ	ト、バ、タラ

表2 佐賀方言の条件形式

佐賀西部方言は、三井(2011)で詳しく報告されているように、佐賀東部方言よりもギの用法が広く、認識的条件文も含め、広範囲に分布する。

	前接形式	条件形式	予測	認識	反事実	事実	総称
佐賀西部	述語の基本形	ギ	○	○	○		○
	述語のタ形			○	○	○	
	ト+ヤ			○			
	述語の基本形	ナイ (バ)		○			
述語のタ形			○				

表3 佐賀西部方言の条件形式の用法分布

4.3 佐賀西部方言におけるギ条件節の脱従属化

佐賀西部方言話者²に、書面及び対面で標準語での例を提示し、方言でどのように表現するか調査した。

² 佐賀県武雄市山内町出身 69歳男性1名、50歳女性1名。(調査時)

まず、先行文脈や場面から復元可能な主節の省略（(2)の段階）は可能である。

(21). タダシ、コンドノテストデヒャクテントイユツギネ

(ただし、今度のテストで100点取れたらね。)

ギ条件文の主節の省略が慣習化されている(3)の段階とみなされる場合もある。

(22). ソイデン、ウタガイノハレンギ？（それでも、疑いははれなかったら？）—どうする

(23). オイデヨカギ（わたしで良かったら）—申し出

ギ条件節は脱従属化されるのか。(24)のように、願望用法は認められる。

(24). オイモアミモノノデクツギニヤー【願望】（わたしも編み物ができたらなあ。)

ところが、義務の用法の場合、述語の否定形+ギで終わるのは落ち着きが悪く、バの方が自然であるという。

(25). ダイデン、ハヨーフロニ{a?ハイランギネ/bハイランギイカンヨ}

(26). ダイデン、ハヨーフロニハイランバネ。

【義務】（みんな、早くお風呂に入らないとね。)

自分の行為を義務的に表す場合についても、ギよりもバの方が自然という。

(27). a?ワタシモハヨーアマンギ。

b ワタシモハヨーアマンバ。 【義務】（私も早く編まないと)

(27a)は、このままでは使いにくく、「迷惑かけるから」「怒られるから」「間に合わないから」のような表現が続く方が自然で、(27b)はそのような文脈の助けがなくとも自然であるとのことである。

さらに、相手に行為を促す勧め用法については判断が分かれ、男性はギで終わる用法を自然だと回答したが、女性はギで終わる例は使いにくく、使うと相当苛立っているように感じるとのことだった。

(28). オマエ、チャーギーブンニ{オキギ/オキランネ}

(29). アンタ、イイカゲン{?オキツギ/オキンギマニアワンヨ}

【勧め】（お前／あなた、いい加減、起きたら？)

2.2 節で言及したのとは逆に、「フェイスを脅かす行為」の力を強めるように働いているとも言える。

方言条件形式のギの脱従属化は標準語の条件形式と比較して、途上段階にあると言える。

佐賀西部方言のギ節は、標準語のト、バ、タラ、ナラによって表される用法に幅広く分布する特徴があるが、脱従属化したバ、タラ、ト節に見られる義務や勧めの機能は必ずしも脱従属化したギ節にはみられない。ギ条件節の脱従属化の段階は Evans(2007)の(3)の段階にとどまっていると言える。

		タラ	バ	ト	ナラ	ギ
主節の省略		○	○	○	○	○
慣習化された省略		○	○	○	△	○
主節として再分析	勧め	○	○			
	義務		○	○		
	願望	○	○		△	○

表4 標準語と佐賀西部方言の脱従属化

5. 考察と今後の課題

ギ節が標準語のバ、タラ、ト節ほど進んでいないことの要因は、さまざまな可能性がある。一つには、義務を表す形式として「～ンバ」が定着していることがあげられる。別の可能性として、ギが限定を表す「ギリ」を起源とする（藤田 2003）ことに因ることも考えられる。未実現の事態を仮定することを本義とするバ系列の条件文は主節を省略することで当該事態の成立自体を促したり望んだりする談話機

能を果たすことになったと考えることができる。一方、ギ節の意味が（仮定することではなく）該当する対象を限定することにあるとすると、主節においてその対象に対する評価や判断が与えられる必要があり、その場合、主節の省略は容易なことではないと考えられる。

尚、興味深いことに、脱従属化したギ節が、スペイン語の *si* 節のように、対話相手の発言に対する強い不同意を表す場合がある。

- (30). A: *Julia no va a aprobar el examen.*
Julia not go:3SG to pass:INF the exam
'Julia won't pass the test.'
B: *¡Si ha estudiado mucho y (*si) lo sabe todo!*
SI have:3SG study:PAPT much and (SI) it know:3SG everything
'SI she's studied a lot and she knows it all!' (Schwenter 2016:99)

- (31). イッシュケンメーベンキョーシテ、ガッバイチシキのアッギー
((おまえはあいつが勉強していないと思っているようだけど本当は) 一所懸命勉強して、ものすごく知識があるんだ。)

(31)は文末を上昇音調にすると、脱従属化したギで表すことが可能であるという回答が得られた。

方言固有の条件形式の脱従属化には、標準語にはない談話機能がある可能性がある。イントネーションも含め、より詳細な分析が必要である。

参考文献

- 有田節子(2007)『日本語条件文と時制節性』くろしお出版。
千代島のぞみ(2012)「城島方言－条件の「なら」について」福岡大学人文学部卒業論文
Evans, Nicholas.2007. Insubordination and its uses. In Irina Nikolaeva (ed.) *Finiteness: Theoretical and Empirical Foundations*, 366–431. Oxford University Press.
Evans, Nicholas and Honoré Watanabe. 2016. The dynamics of insubordination: An overview. In Evans and Watanabe (eds.) *Insubordination.*, 1-37. John Benjamins.
Fujii, Seiko. 2004. Lexically (un)filled constructional schemes and construction types: The case of Japanese modal conditional constructions. In Mirjam Fried and Jan-Ola Östman (eds.) *Construction Grammar in a Cross-Language Perspective*, 121-155, John Benjamins.
藤田勝良 (2003)『佐賀県のことば』日本のことばシリーズ 41 明治書院
Kato, Shigehiro. 2013. Insubordination types in Japanese—What facilitates them?—. *Asian and African Languages and Linguistics*, No.8, 9-30.
三井はるみ (2009)「条件表現の地理的変異－方言文法の体系と多様性をめぐって－」『日本語科学』25, 143-164.
三井はるみ(2011)「九州西北部方言の順接仮定条件形式「ギー」の用法と地理的分布」『國學院雑誌』112-12, 26-39.
Ohori, Toshio. 1995. Remarks on suspended clauses: A contribution to Japanese phraseology. In Masayoshi Shibatani and Sandra Thompson (eds.) *Essays in semantics and pragmatics*, 201-218. John Benjamins.
Schwenter, Scott A. 2016. Independent *si*-clauses in Spanish. Functions and consequences for insubordination. In Evans and Watanabe (eds.), 89-111.
白川博之.2009.『「言いさし文」の研究』くろしお出版。